

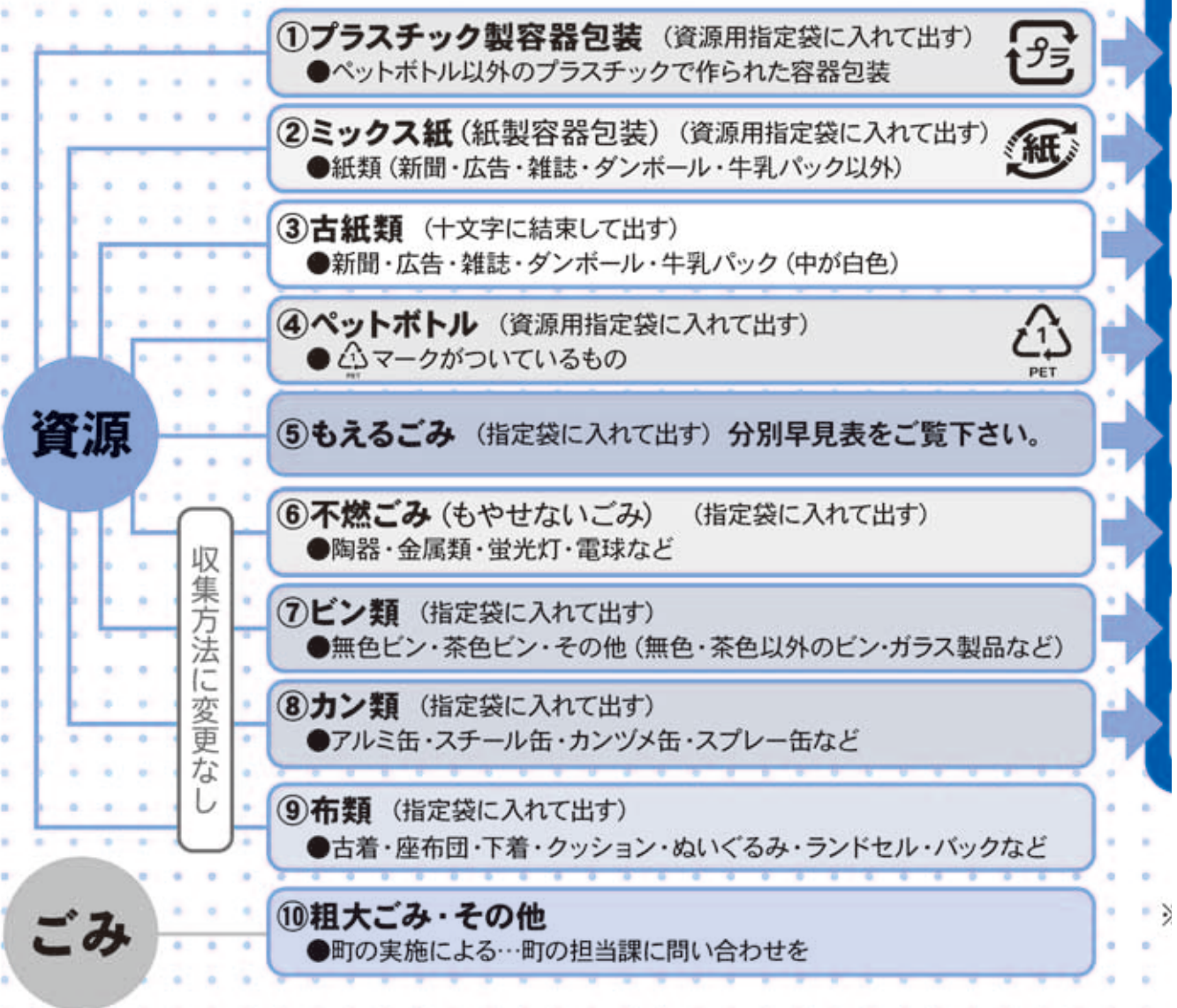
ごみの出し方が変わります!!

現在、南部町では、ごみを固形燃料に加工処理していますが、今後はこれらを資源別に分類し収集して再利用させる『資源循環型社会』を目指した、処理方法へと変わります。

大きな変更点は、今まで固形燃料として収集していたごみから・プラスチック・ミックス紙・ペットボトルを資源として回収し、その他を可燃ごみとして焼却処分します。不燃ごみやビン、粗大ごみについては今までと変わりません。

『資源循環型社会』の構築には町民のみなさんのご理解とご協力が必要となります。町でも“資源とごみ”の分け方出し方説明会を5月7日から23日まで間、各地区で開催していますので、多くの皆様の参加をよろしくお願いいたします。

ごみの分類 (ルールが守られていないものは収集しません)



※①②④⑤のものが今まで固形燃料にできるごみとして回収していたものです。

○古紙類については今までの、町内各地に回収ステーションを設置する予定です。

○ごみ袋については資源回収袋、可燃ごみ用袋、不燃ごみ袋、ビン類収集袋の4種類になりますが、今までご利用になっていた袋についても利用できます。利用方法については改めてお知らせいたします。

『児童手当』現況届の提出をお忘れなく

《4月から、『子ども手当』の名称が『児童手当』に変わりました。》

○現況届の提出について

これまで、子ども手当（児童手当）を受け取っていた方は、『現況届』の提出が必要となります。受給者宛てに、後日書類を郵送します。

現況届は、毎年6月1日における状況を記載し、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。6月末日までに、子育て支援課へ提出してください。この届の提出がないと、6月分以降の児童手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

○支給金額（月額）について

支給対象児童		所得制限未満の者	所得制限以上の者
0歳～3歳未満		月額 15,000円	月額 5,000円
3歳～ 小学校修了前	第1・2子	月額 10,000円	
	第3子以降	月額 15,000円	
中学生		月額 10,000円	

※児童（第〇子）とは、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童の中で数えます。

○支給月について

- ・平成24年6月支給 ⇒ 平成24年2月～5月分
- ・平成24年10月支給 ⇒ 平成24年6月～9月分
- ・平成25年2月支給 ⇒ 平成24年10月～平成25年1月分

○お問合せ

分庁舎 子育て支援課 ☎64-4830

本庁舎 子育て支援係 ☎66-2111または☎66-3406

こんにちは!

地域包括支援センターです

在宅介護や医療、看護に関する情報をペンリレー形式でお知らせいたします。今月は「南部町在宅医療連携協議会」について事務局長南部町医療センター所長 市川万邦医師が担当です。

南部町在宅医療連携協議会は南部町で在宅療養を行う方を支援するために医師、看護師、保健師、介護支援専門員（ケアマネージャー）の有志を中心に平成23年5月に設立しました。活動内容は月1回の症例検討会や勉強会、その他、医療従事者向け、一般町民向けの講演会、勉強会の企画、協賛等を行っております。症例検討会は毎月第3水曜日午後5時30分から、南部町医療センター2階（健康管理センター）で行っており、今まで認知症の方の療養について、パーキンソン病の方の療養について、病院から退院して自宅に戻る方の病院との連携についてなどを話し合いました。この話し合いの中で南部町医療センターの精神科開設が実現しました。また、その他、褥瘡（じょくそう）認定看護師による褥瘡勉強会や福祉健康まつりへの参加、湿布の貼り方勉強会などを行いました。今年度も同様の活動をしていきたいと考えており、メーリングリストも立ち上げる予定です。この会への参加は自由ですので、興味を持った方は気軽に医療センター（☎64-3117）、市川までご連絡をお願いいたします。

